

基発0610第1号  
職発0610第2号  
平成23年6月10日

都道府県労働局長 殿

労 働 基 準 局 長  
( 公 印 省 略 )  
職 業 安 定 局 長  
( 公 印 省 略 )

「青森県及び茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件」の制定について

東日本大震災による被害に対する労働保険料、特別保険料及び一般拠出金（以下「労働保険料等」という。）並びに障害者雇用納付金に係る申告書の提出、納付又は徴収に関する期限（以下「納期限等」という。）の延長措置については、「「青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」の制定等について」（平成23年3月24日付け基発0324第1号・職発0324第9号。以下「延長通知」という。）により通知したところであるが、本日、別紙のとおり、「青森県及び茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件」（平成23年厚生労働省告示180号）が告示された。

その内容は下記1のとおりであるので、下記2の内容と併せて御了知の上、貴下職員へ周知するとともに、実施に当たっては遺漏なきよう取り扱われたい。

また、障害者雇用納付金関係の対策については、別添のとおり、本日付けで独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構理事長宛てに通知しているところであり、事業主から照会があった際には、上記の内容を説明した上で、必要に応じて事業主から独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に照会していただくよう御対応いただきたい。

記

1 青森県及び茨城県の地域内に所在地を有する事業主等に係る労働保険料等及び当該地域内に主たる事務所の所在地を有する事業主に係る障害者雇用納付金（以下「青森県及び茨城県に係る労働保険料等」という。）の延長後の納期限等は、平成23年3月11日から同年7月28日までにその期限が到来するものについて、同年7月29日（以下「本件期限」という。）とすること。

なお、岩手県、宮城県及び福島県における延長後の納期限等は、別途これらの県における災害の状況等を踏まえ定められること。

2 本件期限到来後は、青森県及び茨城県に係る労働保険料等についても、一定の要件に該当すれば、延長通知記の2の「個別の申請による労働保険料等の納付猶予措置」の対象となるので、このことについて1の内容と併せて周知を図り、相談に応じるなど、事業主等に対して適切な対応をすること。



## 第十二条

事務局の会計は、毎年、検査し、及び三箇国外相会議に報告する。事務局長は、三箇国外相会議

の承認を条件として、その検査の手続を定める。

いずれの締約国政府も、この協定の改正を提案することができる。この協定は、締約国政府の書

面による合意によりて改正することができる。

各締約国政府は、他の全ての締約国政府に対し、この協定の効力発生のために必要なそれぞれの内

部手続が完了した旨を外交上の経路を通じて書面により通告を行う。この協定は、当該通告のうち

最も近いものが行われた日に努力を生み、以上の証拠として、下名は、各自の政府から正

当は委任を受け、この勘定は署名いた  
二千十年十二月十六日にソウルで、英語により

本書三通を作成した  
日本国政府のために

中華人民共和国政府のために  
武藤正敏

大韓  
民國政府のため  
に  
張森森

金星煥

所得稅法（昭和四十年法律第三十三号）第七十  
八條第二項第二号及び法人税法（昭和四十一年法律

第三十四号) 第三十七条第三項第一号の規定に基  
づき、寄附金空余の対象となる寄附金又は法への

各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入

省告示第八十四号)の一部を次のように改正する。

立正二年五月一日

前文は後段として次のようになります。

に係る国税関係法律の臨時特別に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第二条第一項（定義）

に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。」による災害の復旧のために平成二十三年六月十日から

平成三十一年十二月三十一日までの間に支出された寄附金（第四号に掲げるものに該当するものに限る。）は、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人

本文第一号中「東日本大震災の被災者等に係る  
國税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十  
三年法律第二十九号）第二条第一項（定義）に規  
定する東日本大震災をいう。次号及び第三号にお  
いて同じ。」を削り、本文に次の二号を加える。  
四 法人税法別表第一に掲げる法人（港務局及び  
地方公共団体を除く。以下この号において「公  
益事業の範囲に関する経過措置」に規定する特  
例民法法人又は租税特別措置法第六十六条の十  
一の二第三項に規定する認定特定非営利活動法  
人である法人（以下この号においてこれらの法  
人を「公共・公益法人等」という。）に対して支出  
された寄附金（その寄附金を募集することにつ  
いて相当の理由があること及び募集要綱（寄  
附金の用途並びに募集の目標額、方法及び期間  
並びに募集した寄附金の管理の方法を明らかに  
した書面をいう。）に記載された事項についてイ  
ンターネットの利用その他適切な方法により公  
表することにつき当該公共・公益法人等が平成  
二十三年六月十日から平成二十五年十二月三十  
一日までの間に当該公共・公益法人等に係る主  
務官厅（所轄廳を含む。以下この号において同  
じ。）の確認を受けた場合（法令等に基づく建築  
行為等の制限がある場合において当該主務官厅  
が平成二十六年一月一日から平成二十七年十二  
月三十一日までの間のいずれかの日を当該確認  
を受ける期限として定めるときは、同日までに  
当該確認を受けた場合を含む。）におけるその確  
認を受けた日の翌日から同日以後三年を経過す  
る日までの間に支出されたものに限る。）で、公  
共・公益法人等が事業の用に供していた建物  
(その附属設備を含む。以下この号において同  
じ。)及び構築物並びにこれらの敷地の用に供さ  
れていた土地その他の固定資産（公共・公益法  
人等のうち公共法人以外の法人にあっては、そ  
の法人が行う法人税法第二条第十三号（定義）  
に規定する収益事業以外の事業の用に供ら供さ  
れていたものに限る。)のうち東日本大震災によ  
る寄附金に該当しないものとする。

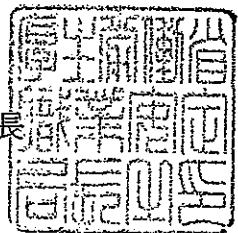
り滅失又は損壊をしたもの（その利用の継続が困難であることにつき当該公共・公益法人等に係る主務官庁が認めたものに限る。）の原状回復（当該建物及び構築物並びに土地の所在地において原状に復することが困難であり、かつ、当該所在地以外の地域において原状に復することが適当であることにつき当該主務官庁が認めた場合には、当該建物及び構築物並びに土地のそな減失又は損壊の直前の用途と同一の用途に供される建物及び構築物並びに土地（土地の上に存する権利を含む。）の取得を含む。）に要する費用に充てられるものの全額

いて別途厚生労働省告示で定めることとされたる期日であつて、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、児童手当法（平成二十一年度子ども又は徴収に関する期限のうち、次に掲げる地域に所在地を有する事業所又は事務所（健康保険法に基づく期限については、全国健康保険協会の管掌する健康保険の適用を受ける事業所又は事務所に限る。）の事業主、当該地域に住所地又は主たる事務所の所在地を有する船舶所有者（船員保険法第三条に規定する場合においては、同条の規定により船舶所有者の規定が適用される者）、当該地域に主たる事務所の所在地を有する厚生年金基金。当該地域に住所地を有する厚生年金保険法附則第四条の三第一項の規定による被保険者（同条第十七項ただし書に規定する事業主の同意がない者に限りなく）、及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者並びに当該地域に住所地を有する役員に係るもの、障害者の雇用の促進等に関する法律第三章第二節第二款の規定に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、又は当該地域に住所地を有する同条第三項に規定する役員に係るもの、障害者の雇用の促進等に関する法律第三章第二節第二款の規定に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に主たる事務所の所在地を有する事業主に係るもの並びに徴収法、整備法及び石綿健康被害救済法に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に所在地を有する事業場の事業主若しくは平成二十二年三月一日において、労働保険事務組合であつて当該地域にその主たる事務所の所在地を有するもの（以下「特定事務組合」という。）に労働保険事務を委託している事業主又は特定事務組合に係るものについで、その期限が平成二十三年三月十一日から平成二十三年七月二十八日までの間に到来するものについて、平成二十三年七月二十九日とする。

職発 0610 第1号  
平成23年6月10日

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構理事長 殿

厚生労働省職業安定局長



「青森県及び茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件」の制定について

東日本大震災による被害に対する障害者雇用納付金に係る申告書の提出、納付又は徴収に関する期限（以下「納付期限等」という。）の延長措置については、「「青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」の制定等について」（平成23年3月24日付け職発0324第8号。以下「延長通知」という。）により通知したところであるが、本日、別紙のとおり、「青森県及び茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件」（平成23年厚生労働省告示180号）が告示された。

その内容は下記1のとおりであるので、下記2の内容と併せて御了知の上、貴機構の職員へ周知するとともに、実施に当たっては遺漏なきよう取り扱われたい。

記

1 青森県及び茨城県の地域内に主たる事務所の所在地を有する事業主に係る障害者雇用納付金の延長後の納付期限等は、平成23年3月11日から同年7月28日までにその期限が到来するものについて、同年7月29日（以下「本件期限」という。）とすること。なお、本件期限までに納付金の申告又は納付ができないと認める場合には、事業主の申請により、期日を指定して当該期限を延長すること。

また、岩手県、宮城県及び福島県の地域内に主たる事務所の所在地を有する事業主に係る障害者雇用納付金の延長後の納付期限等は、別途これらの県における災害の状況等を踏まえ定められること。

2 本件期限到来後は、青森県及び茨城県の地域内に主たる事務所の所在地を有する事業主に係る障害者雇用納付金についても、一定の要件に該当すれば、延長通知記の2の「個別の申請による障害者雇用納付金の納付猶予措置」の対象となるので、このことについて1の内容と併せて周知を図り、相談に応じるなど、事業主に対して適切な対応をすること。



事務局の常用語は、英語とする。

事務局の会計は、毎年、検査し、及び三箇国外相会議に報告する。事務局長は、三箇国外相会議の承認を条件として、その検査の手続を定める。

第十四条 はすれの締約国政府も、この協定の改正を提案することができる。この協定は、締約国政府の書面による合意によつて改正することができる。

各締約国政府は、他の全ての締約国政府に対し、この協定の効力発生のために必要なそれぞれの内部手続が完了した旨を外交上の経路を通じて書面により通告を行う。この協定は、当該通告のうち最も遅いものが行われた日に効力を生ずる。以上の証拠として、下名は、各自の政府から正に委任を受けてこの協定に署名した。

二千零年十二月十六日にソウルで、英語により本書三通を作成した。

日本国政府のために

武藤正敏

○一四四

卷之三

用行稱道

萬三一四十一萬三一五

卷之三

卷之三

卷之三

支那の通商

告示第十四号)の一

平成十三年六月十四日

前文に後段として次の

なお  
東日本大震災

に係る国税関係法律の複

成二十三年法律第二十九

に規定する東日本大震災

に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。)によ  
る災害の復旧のために平成二十三年六月十日から  
平成三十年十二月三十一日までの間に支出された  
寄附金(第四号に掲げるものに該当するものに限  
る。)は、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人

本文第一号中「東日本大震災の被災者等に係る寄附金に該当しないものとする。」を削り、本文に次の一号を加える。

四 法人税法別表第一に掲げる法人（港務局及び地方公共団体を除く。以下この号において「公共法人」という。）同法別表第二に掲げる法人、法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十六号）附則第四条第二項（収益事業の範囲に関する経過措置）に規定する特例民法人又は租税特別措置法第六十六条の十一の一の二第三項に規定する認定特定非営利活動法人である法人（以下この号においてこれらの法人を「公共・公益法人等」という。）に対して支出された寄附金（その寄附金を募集することについて相当の理由があること及び募集要綱（寄附金の使途並びに募集の目標額、方法及び期間並びに募集した寄附金の管理の方法を明らかにした書面をいう。）に記載された事項についてインターネットの利用その他の適切な方法により公示することにつき当該公共・公益法人等が平成二十三年六月十日から平成二十五年十二月三十一までの間に当該公共・公益法人等に係る主務官庁（所轄庁を含む。以下この号において同じ。）の確認を受けた場合（法令等に基づく建築行為等の制限がある場合において当該主務官庁が平成二十六年一月一日から平成二十七年十二月三十一日までの間のいずれかの日を当該確認を受けける期限として定めるときは、同日までに当該確認を受けた場合を含む。）におけるその確認を受けた日の翌日から同日以後二年を経過する日までの間に支出されたものに限る。）で、公共・公益法人等が事業の用に供していた建物（その附属設備を含む。以下この号において同じ。）及び構築物並びにこれらの敷地の用に供されていた土地その他の固定資産（公共・公益法人等のうち公共法人以外の法人にあっては、その法人が行う法人税法第二条第十三号（定義）に規定する収益事業以外の事業の用に専ら供されていしたものに限る。）のうち東日本大震災によつて同じ。）に該当する寄附金を指定する件（昭和四十年四月大蔵省告示五百五十四号）第一号及び第一号の二に掲げる寄附金に該当しないものとする。

り滅失又は損壊をしたもの（その利用の継続が困難であることにつき当該公共・公益法人等に係る主務官庁が認めたものに限る。）の原状回復（当該建物及び構築物並びに土地の所在地において原状に復することが困難であり、かつ、当該所在地以外の地域において原状に復することが適当であることにつき当該主務官庁が認めた場合は、当該建物及び構築物並びに土地のそこの滅失又は損壊の直前の用途と同一の用途に供される建物及び構築物並びに土地（土地の上に存する権利を含む。）の取得を含む。）に要する費用に充てられるものの全額

る期日であつて、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、児童手当法（平成二十二年度子どもも手当支給法第二十条第一項の規定により適用される場合を含む。）及び厚生年金特例法に基づく納付又は徴収に関する期限のうち、次に掲げる地域に所在地を有する事業所又は事務所（健康保険法に基づく期限については、全国健康保険協会の管轄事務所の所在地を有する船舶所有者（船員保険法第三条に規定する場合においては、同条の規定により船舶所有者の規定が適用される者）、当該地域に主たる事務所の所在地を有する厚生年金基金、当該地域に住所地を有する厚生年金保険法附則第四条の三第一項の規定による被保険者（同条第十七項ただし書に規定する事業主の同意がない者に限り當該地域に住所地を有する厚生年金基金等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号）附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者並びに当該地域に住所地を有する若しくは事業所若しくは事務所の所在地を有する厚生年金特例法第二条第一項に規定する対象事業主又は当該地域に住所地を有する同条第三項に規定する役員に係るもの、障害者の雇用の促進等に関する法律第三章第二節第二款の規定に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に主たる事務所の所在地を有する事業主に係るもの並びに徴収法、整備法及び石綿健康被害救済法に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に所在地を有する事業場の事業主若しくは平成二十三年三月十一日において、労働保険事務組合であつて当該地域にその主たる事務所の所在地を有するもの（以下「特定事務組合」という。）に労働保険事務を委託している事業主又は特定事務組合に係るものについていは、その期限が平成二十三年三月十一日から平成二十三年七月二十八日までの間に到来するものについて、平成二十三年七月二十九日とする。

平成二十三年六月十日

指定地域